

公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 3 日

洲本市長 吉平 敏孝



1. 公募に関する事項

- 1) 件 名：洲本給食センター調理配送等業務委託
- 2) 履行期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 3) 公募内容：洲本給食センター調理配送等業務委託業者募集要項（以下「募集要項」という。）
洲本給食センター調理配送等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）
を参照・順守すること。

2. 契約金額の上限

限度額 140,514,000 円（税込）

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 洲本市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行できる健全な財務能力を有している法人であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 洲本市指名停止基準（平成 18 年洲本市訓令第 53 号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 洲本市入札参加資格制限基準（平成 18 年洲本市告示第 27 号）に該当し、入札参加資格の制限を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る）を受けた者である場合は、この限りでない。
- (7) 学校給食調理業務において、令和 8 年度を含む過去 4 年度以内に、自らを起因とする食中毒により営業停止等の行政処分を受けるなどの重大な事故を起こしていないこと。
- (8) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して 2 年を経過していない者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でない者であること。
- (10) ドライシステム（ドライ運用は除く）の学校給食施設 1 施設で 1 日 3,000 食以上の調理業

務及び配送業務の経験を有し、かつ、同規模の学校給食施設における調理業務委託契約を現在も締結していること。

- (11) 緊急時の対応ができるように、市内又は近郊（兵庫県及びその近隣で遅滞なく駆け付けられると判断のできる場所）に本社、支社、営業所等の事業所を既に有するか、本業務開始までに事業所を設置し、緊急対応、調整の行える体制が取れること。
- (12) 別添仕様書に基づく業務の履行が可能であること。
- (13) 業務の履行を継続できなくなった場合、代行保証人として、業務契約を継続して行うことができる上記資格条件を有する事業者があること。

4. 参加手続

1) 問合せ先

住 所：〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号
洲本市教育委員会事務局 学校教育課 保健給食係
TEL：0799-22-6266 FAX：0799-26-1510
E-MAIL：gakkyou@city.sumoto.lg.jp

2) 実施要領等の配布

本市ホームページからダウンロード

URL：<https://www.city.sumoto.lg.jp>

(1) 配布日：令和8年9月3日（木）から

- (2) 配布資料：① 募集要項
② 様式集
③ 仕様書
④ 審査基準

3) 参加申込書類の提出

- (1) 提出期限：令和8年9月25日（金）午後5時まで（厳守）。
- (2) 提出先：洲本市教育委員会事務局学校教育課とする。
- (3) 提出方法：持参、郵送又は宅配（持参以外の方法による場合は、提出期限までに必着のこと。）

5. プロポーザルの審査方法

- 1) 審査は、令和8年度洲本給食センター調理配送等業務委託プロポーザル審査委員会で、公正かつ公平な審査を適切に行う。
- 2) 内容を審査のうえ、評価得点の最も高い提案者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。
- 3) 本件の参加者が1者であっても、プロポーザルの審査を行い、最優秀提案者を決定する。

6. 審査結果

最優秀提案者を決定した後、速やかに本市ホームページで公表するとともに、その結果を参加申込者全員に通知する。

7. 契約手続

- 1) 最優秀提案者は、本件に係る優先交渉権を有する。
- 2) 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者との契約交渉を行う。
- 3) 契約交渉により本市との合意に至った場合は、随意契約を行う。

8. 失格事項

選定に係る不正行為を行った者、次の事項に該当する提案書を提出した者は、失格とする。

- 1) 提案書等の提出方法、提出期限に適合しないもの
- 2) 提案書等の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの
- 3) 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- 4) 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- 5) 虚偽の内容が記載されているもの

9. その他

- 1) 旅費等の諸経費は、参加事業者の負担とする。
- 2) 提出された提案書類を本市の了承なく公表、使用してはならない。
- 3) 提出された提案書類は、参加者の同意がある場合を除き選定以外に使用しない。
- 4) 審査結果の異議申し立ては認めない。
- 5) 提出書類等の提出期限以降における差し替えまたは再提出は認めない。